

第4章 自然と人間との共生の確保

第1節 生物多様性の保全・活用

1 現状と課題

地球上には、一千万種を超える多様な生物種が存在しているといわれていますが、これら生物種はそれぞれの生態に適した環境と密接に結びあいながら生息、生育しています。生物多様性条約では、生物の多様性を種、生態系、遺伝子の3つのレベルで捉えており、このどれもが適正に保全されることが必要であるとされています。

しかしながら、現在、**生物多様性***は様々な人間活動や人為の影響によって大きな脅威にさらされています。一つには開発や乱獲、汚染など直接的にもたらす種の減少や絶滅、生態系の破壊、分断を通じた生息生育域の消滅や減少などであり、また、生活、生産様式などの変化に伴い自然に対する人為の働きかけが失われることなどによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少や生息・生育状況の変化も挙げられます。他には、近年特に問題化している外来種等による生態系のかく乱などです。これらの現状から、生物多様性を保全していくことが現在、重要な課題となっています。

府では、各種施策による保全の取組や関係法令による体系的な保全対策、自然とのふれあいの場づくりや機会の提供など、様々な取組を進めています。

2 多様な自然の保全

①希少な野生動植物種などの保全

野生動植物種は、生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。府内は日本海型気候から太平洋型気候に至る気候区分により、自然環境の変化に恵まれ、固有種を含む多様な野生動植物種を有しています。

しかし現在、全国的に多くの動植物の種がその生存を脅かされており、府内においても例外ではありません。このような野生動植物の多様性を維持するためには、生物種や独特の生物群集を人為により消滅させてはならず、さらには絶滅のおそれのある種や希少種だけでなく、身近な自然の中に生息・生育している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全していかなければなりません。

生物の種は、生物圏における基本単位であり、その絶滅は種レベルの減少を引き起こすだけではなく、その種が構成要素となる自然生態系のバランスを変化させるおそれがあることから、種の保存は極めて重要であり、種の絶滅の防止のための施策の推進は緊急の課題であるといえます。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、野生生物の種の絶滅を防止するため、国内希少野生動植物を指定するとともに、捕獲・流通等の規制、生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施をはじめとする各種施策を総合的に推進することとしています。18年1月現在、全国で73種の国内希少野生動植物種が指定されていますが、そのうちアユモドキやイタセンパラなどの十数種については、府内でも生息が確認されています。

また、希少な野生生物種の保存などを図る上で、野生生物の生息状況の基礎資料の整備が不可欠であることから、府では府内における絶滅のおそれのある野生生物や保護を要する地形地質、学術上重要な自然生態系について、その現状や保全対策を複合的に把握し、府内の生物多様性を保全する施策の基礎的データとして活用するため、10年度から4年間かけて府レッドデータ調査を行い、14年6月に「京都府**レッドデータブック***」を発刊しました。

府レッドデータブックについては、府内図書館や府政情報センターなどに設置して広く府民にお知らせしています。14年度には、府レッドデータブックの普及版やCD-ROM版の作成、ホームページ(URL <http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/rdb/index.html>)での公表などを行うほか、

学識者やNPO*による希少野生生物等保全方策検討委員会を設置して、今後の府内での希少野生生物等の保全対策について検討を行い、15年11月に「絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する提言」を取りまとめました。

この提言では、府レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある野生生物種等を保全する方策として、保全制度の創設や生息・生育環境の保全と復元措置の推進を図るとともに、外来種の侵入・拡散防止対策や公共事業のあり方、継続的な自然環境データの収集、蓄積、活用が重要であること、さらに府民意識の啓発、推進体制と人材育成の整備について取りまとめています。

図3-6 府レッドデータブック



○野生生物種

府レッドデータブックに掲載された野生生物種（亜種・変種含む）は、動物722種、植物802種、菌類72種の計1,596種で、分類群別の選定種数は資料編資料7のとおりです。

この中には、キブネダイオウやカミガモソウ、キョウトギセルガイなど、京都の地名を冠したゆかりの種も多く見られるほか、メダカやタガメといった以前は普通に見られた種が著しく減少しているなどの現状が明らかとなりました。

○地形・地質・自然現象

府レッドデータブックに掲載された地形は86件、地質は90件、自然現象は37件で、分野別の掲載数は資料編資料7のとおりです。その中には天橋立や瑠璃溪、深泥池などの府民に身近な地形や貴重な化石や鉱物などが掲載されています。

○自然生態系の結果

府内の自然生態系の現状として、「地域生態系」、「生息生育地」、「人間一環境系の歴史的側面」の3つの観点から取りまとめました。地域生態系では府内の重要な植物群落36種類の特長と分布などのほか、地域生態系レッドリスト210ヶ所を紹介しています。そのほか、生息生育地として京都競馬場中央池や琵琶湖疏水での合同現地調査結果を、人間一環境系の歴史的側面として、府内におけるかつての自然景観やその背後にあった人と自然との関わりなどを現在との比較も含めながら紹介しています。

②多様な自然生態系の保全

本府は日本海から内陸に至る南北に長い地域となっているため、北部は日本海型気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部は比較的温暖な瀬戸内海気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせています。また、原植生は冷温帯ではブナなどの落葉広葉樹林、暖温帯ではシイやカシ類の照葉樹林であると考えられますが、自然現象によるかく乱も含め、特に人為的な影響により大部分が代償植生に置き換わっています。このため、府内ではアカマツやコナラなどの二次林により構成された里山が多く、人の手がほとんど加わっていない自然植生は河川源流部や社寺林など局地的に残るのみとなっています。このような多様な植物相や変化に富んだ気候条件、複雑な地形などの自然条件により、府内の自然生態系も多様なものになっています。

府では、これら自然生態系を保全するため、各種法令に基づき保護区域の設定を行っています。府内の主な自然保全区域の概要は次のとおりです。

○府自然環境保全地域

根拠法令：自然環境保全法、府環境を守り育てる条例

概要：原始的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を、府民の財産として未来に継承するため保全地域を設置し、厳正な保全を図る。

指定：2ヶ所 計221.87ha

○府歴史的な自然環境保全地域

根拠法令：府環境を守り育てる条例

概要：文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため保全地域を設置し、厳正な保全を図る。

指定：10ヶ所 計297.83ha

○国立公園

根拠法令：自然公園法

概要：我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む）であって、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

指定：1ヶ所 計1,206ha（府域）

○国定公園

根拠法令：自然公園法

概要：国立公園に準じる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により中央審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

指定：2ヶ所 計7,369ha（府域）

○府立自然公園

根拠法令：府立自然公園条例

概要：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって府民の保健、休養及び教化に資するため、府内の優れた自然の風景地について、府知事が条例に定めるところにより、区域を定めて指定する。

指定：3ヶ所 計127.6ha

○鳥獣保護区

根拠法令：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

概要：環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の捕獲を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的に鳥獣保護区を指定する。

指定：鳥獣保護区 69ヶ所 計29,210ha、特別鳥獣保護区 2ヶ所 計142ha

○天然記念物

根拠法令：文化財保護法

概要：文部科学大臣は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いものをその保護を目的に天然記念物に、また、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定する。

○府指定・登録天然記念物

根拠法令：府文化財保護条例

概要：府域に存する天然記念物（動物、植物、地質鉱物）のうち府にとって重要なものをその保護を目的に指定・登録する。

指定：府指定天然記念物15種類（植物12種類、動物1種類、地質鉱物2種類）

府登録天然記念物5種類（動物5種類）

○文化財環境保全地区

根拠法令：府文化財保護条例

概要：府教育委員会は府文化財保護条例の規定により指定・登録された有形文化財・記念物について、その保存のために必要があると認めるときは、文化財環境保全地区に決定することができる。

決定：府決定文化財環境保全地区 67地域

○文化的景観

根拠法令：府文化財保護条例

概要：府教育委員会は、府文化財保護条例の規定により、府股は市町村が保存及び修景のために必要な措置を講じていると認めるもののうち、府にとって重要なものを府選定文化的景観に選定することができる。

選定：19年度以降選定予定

○国内希少野生生物種・生息地等保護区

根拠法令：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

概要：国内で絶滅のおそれのある野生生物種のうち政令で定める種を国内希少野生動植物種に指定し、その保存のため重要と認める保護区を生息地など保護区として指定する。

指定：府内に指定区域なし

③野生動植物の保護管理

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできない国民共有の財産です。

府内においても、野生鳥獣の保護管理に対する関心はますます高まっており、このような府民の要望に応えるため、府では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第10次鳥獣保護事業計画（19～23年度）を策定し、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を図ることとしています。

(1) 捕獲規制

野生鳥獣の適正な保護管理に当たっては一定の捕獲制限が必要であるため、狩猟可能な鳥獣は生息状況等から法令により49種とされていますが、府では府レッドデータブックに絶滅寸前種又は絶滅危惧種として掲載されたツキノワグマ及びヤマシギについても独自に捕獲禁止にしています。

また、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域(銃)の指定に努め、保護繁殖を図ることとしています。

(2) 緑の指導員の配置

鳥獣の保護管理、特に鳥獣保護区の管理及び狩猟の適正化を図るため、55名の緑の指導員を配置しています。（15年度からは森林を含む自然環境の保全管理にも携わっています。）

(3) 保護管理

生息数の増加等により著しい農林水産業被害や生態系への影響が懸念される鳥獣や、生息環境の悪化等により絶滅のおそれのある鳥獣について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の管理、被害の防除、里山の整備などによる生息環境の適正な管理等を総合的に推進することとしています。

また、市町村が行う有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置に対して助成するなど、農林水産業被害の軽減に努めています。

(4) 鳥獣生息調査等の実施

（野生鳥獣生息動態調査）

府内に生息する主要な野生鳥獣に関する基礎的データを得るため、専門調査機関に委託し

て調査を実施しています。

(鳥獣保護区等設定効果調査)

鳥獣保護事業計画の円滑な推進のため、鳥獣保護区及びその周辺地域の生息状況について調査を行っています。

(5) 野鳥の森の管理

府立山城総合運動公園（太陽が丘）内に「野鳥の森」を設置し、野鳥の観察や森林浴を楽しめる場として整備しています。

(6) 傷病鳥獣の救護

傷病等により衰弱した野生鳥獣について、京都市動物園野生鳥獣救護センターや福知山市動物園、府・市獣医師会、市町村と連携協力しながら救護に当たり、自然の中に戻していくよう努めています。

(7) 鳥獣保護意識の啓発

愛鳥ポスターコンクールの実施や巣箱等の資材配布、探鳥会等の指導などを通じ、自然保護意識の啓発を行っています。

④外来種による影響対策

国外や国内の他地域から、野生生物本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種を外来種と呼び、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。

外来種は在来の近縁種との交雑、他の種の捕食や生息地の占奪による在来種への圧迫、寄生生物や伝染病の持ち込み、農林水産業への被害などの悪影響などを引き起こすとされています。ひとたび侵入した外来種が定着した場合、根絶することは極めて困難であることから、侵入の予防が最も重要ですが、侵入した場合には侵入初期段階での対応、定着した種の駆除・管理などの対策が必要となります。

府レッドデータブックでは、府内の希少な野生生物種や地域生態系などに特に悪影響を与える外来種を「要注目種－外来種」として、アライグマやミシシippアカミミガメ、オオクチバス、スクミリンゴガイなど36種を掲載し、府内に侵入した外来種の危険性を指摘しています。

また、16年6月には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が成立しました。20年1月現在、アライグマ、ヌートリア、ウシガエル、オオクチバス、オオキンケイギクなどの外来生物が「特定外来生物」に指定されており、飼育、栽培、保管、運搬、販売、輸入、野外へ放つことなどが原則禁止されています。

さらに、府内に存在する外来生物の状況を確認するために、17年度から外来生物実態調査を行っており、18年6月から11月までホームページにより特定の外来生物の目撃情報を広く府民に募集を行い、11種類、132ヶ所での目撃情報を提供いただきました。19年度には、これらの情報を取りまとめ、府民向けに外来生物対策の啓発を行う目的で外来生物対策マニュアルを作成しました。

⑤自然の保全・復元・創造

府内の多様な自然環境を適正に保全・復元するため、15年度から「緑と文化の基金」を活用した「京都府生物多様性保全推進事業」を実施し、希少種保護や外来種対策、名木古木の蘇生など自然環境の保全を目的にした保全団体や市町村の取組に対して助成を行っています。

16年度には、生き物の生息生育空間である**ビオトープ***の取組を推進するため、NPO法人との協働により、洛西エコアップガーデン（洛西浄化センター敷地内のビオトープ）での観察会やビオトープづくりに関する知識と技法についてアドバイスをを行ったほか、人材養成講座を開催しました。

また、国においては開発などで損なわれた干潟や里山などの自然環境をNPOをはじめとする

地域の多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな公共事業で再生することを目的とした「自然再生推進法」が14年12月に成立し、取組が進められつつあります。

⑥貴重な地形・地質や土壌の保全及び温泉の保護

府内には多種多様な地形・地質が存在し、その研究が進められています。そのため、府レッドデータ調査では、野生生物の生存基盤である地形・地質についても対象にして調査を行い、府内の地形・地質の現状を府レッドデータブックに取りまとめました。

なお、府内の源泉数は、17年度末現在125ヶ所で、府内の分布状況は丹後地域が最も多く、次いで京都市域、中部地域の順となっています。

3 自然環境の体系的な保全

①各種制度による自然保護地域の指定推進と保全、管理

府内の多様な自然環境を適正に保全していくため、自然環境保全に関連する各種法令等に基づく様々な保護地域を設置するなど、関係諸施策を効果的に連携させ、総合的・重層的な保全に努めています。

(1) 府自然環境保全地域等

ア 指定状況

府は、原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境、あるいは文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため、府環境を守り育てる条例に基づき、府自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域として指定し、厳正な保全を行うこととしています。

13年度には丹後上世屋内山地区（宮津市・京丹後市大宮町：写真）において新規指定を行い、現在までに、府自然環境保全地域2地域、歴史的な自然環境保全地域10地域、計519.70haが指定されています。

図3-7 府自然環境保全地域
(丹後上世屋内山地区)



表3-15 府自然環境保全地域等指定状況

府自然環境保全地域	2地域	221.87ha (102.75ha)
歴史的な自然環境保全地域	10地域	297.83ha (109.30ha)
(総 面 積)		519.70ha (212.05ha)

注)面積欄中、()内は特別地区の面積です。

表 3-16 府自然環境保全地域等の概要

	名 称	指定年月日	所 在 地	面積(ha)
歴	お と こ や ま 男 山	58. 3. 15	八幡市八幡高坊	18.25 (4.75)
歴	い わ と や ま 岩 戸 山	59. 3. 15	福知山市大江町仏性寺日浦ヶ嶽	13.28 (10.37)
歴	は な せ だ い ひ ざ ん 花 背 大 悲 山	60. 3. 15	京都市左京区花背原地町593	24.30 (18.70)
歴	と う の お 当 尾	60. 12. 20	相楽郡加茂町大字西小及び岩船	19.68 (2.33)
歴	お し お や ま 小 塩 山	62. 3. 10	京都市西京区大原野石作町	28.38 (4.13)
歴	じ ゅ う ぶ ざ ん 鷺 峰 山	63. 3. 18	相楽郡和束町大字原山小字鷺峰山	27.76 (12.80)
歴	ご ん げ ん や ま 権 現 山	元. 3. 24	京丹後市峰山町吉原権現山	14.83 (10.33)
歴	ぜ ん じ ょ う じ 禅 定 寺	2. 3. 9	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺	15.60 (1.73)
歴	じ ょ う し ょ う こ う じ 常 照 皇 寺	6. 7. 12	京都市右京区京北町井戸	29.37 (8.48)
歴	こ ん ご う い ん 金 剛 院	9. 9. 12	舞鶴市大字鹿原	106.38 (35.68)
自	か た な み が わ げ ん り ゅ う い き 片 波 川 源 流 域	11. 3. 30	京都市右京区京北町、左京区広河原菅原町	106.63 (35.60)
自	た ん ご か み せ や う ち や ま 丹 後 上 世 屋 内 山	14. 3. 26	宮津市字上世屋、京丹後市大宮町字五十河	115.24 (67.15)

注) 1. 名称欄中、(歴)は歴史的な自然環境保全地域、(自)は府自然環境保全地域を示します。
2. 面積欄中、()内は、特別地区及び野生動植物保護地区の面積です。
ただし、当尾は特別地区の指定のみ、岩戸山の野生動植物保護地区の面積は10.27haです。

イ 自然環境の保全及びふれあい対策

保全地域を適正に保全するため、保全地域案内板や標識類などを設置して保全地域の区域や禁止事項などについて来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行っています。また、地域住民による保全団体に対して、ゴミ拾いや草刈りなどの保全管理事業を委託しています。

特に、府自然環境保全地域の第1号として11年3月に指定した片波川流域には、府内でも特筆すべき豊かな自然が残されており、その厳正な保全のため重要な地域を公有地化するとともに、特別地区を設定して立入りを制限し、自然環境保全監視員による巡視指導、リーフレット、ポスターによる啓発や案内板、標柱、注意標識等の設置を行っています。

一方、同保全地域普通地区内にあるアシウスギ巨木の伏条台杉群生地(府指定天然記念物)では、自然とふれあい、自然を学ぶ場としての活用を進めるため、観察路を整備しました。

また、保全地域の案内役となり、来訪者の自然環境保全に対する理解を深めていただく手助けをする自然観察インストラクターの育成が地元住民の間で進められており、様々な自然観察会も開催されています。

(2) 自然公園

ア 指定状況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資することを目的に指定されるものです。

府では、現在、自然公園法に基づき、国立公園1ヶ所、国定公園2ヶ所が、府立自然公園条例に基づき、府立自然公園3ヶ所が指定されています。

そのうち、19年8月3日に丹後天橋立大江山国定公園が新たに指定され、若狭湾国定公園の区域が拡大されました。

表 3-17 自然公園面積

区分	公園名	関係市町(県)名	指定年月日 (上段:当初 下段:最新)	面積 (ha)			
				陸 域			海中公園 地 区
				計	特別地域	普通地域	
国立公園	山陰海岸	京丹後市 (兵庫県、鳥取県)	38. 7. 15 18. 12. 26 (18. 12. 26)	1,206 (8,783)	1,187	19	21 (67)
国定公園	琵琶湖	京都市、宇治市、宇治 田原町 (滋賀県)	25. 7. 24 37. 11. 9 (10. 8. 24)	1,643 (97,601)	1,643	—	—
	若狭湾	舞鶴市 (福井県)	30. 6. 1 19. 8. 3 (19. 8. 3)	3,738 (19,194)	3,543	195	—
	丹後天橋 立大江山	福知山市、舞鶴市、宮 津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町	19. 8. 3 19. 8. 3	19,023	18,299	724	—
小 計				25,610	24,672	938	21
府立自然公園	笠置山	笠置町	39. 4. 1	20	20	—	—
	るり溪	南丹市	39. 4. 1	36	21	15	—
	保津峡	京都市、亀岡市	39. 10. 20 57. 3. 30	71	68	3	—
小 計				127	109	18	—
合 計				25,737	24,781	956	21

(注) 面積の計の欄の () 内の数字は、他県に属する面積を含めた全面積

イ 環境保全対策

(7) 保護規制計画

自然公園においては、一定の公用制限のもとで風致景観を維持するため、保護規制計画を定めています。保護規制計画では、特に保護する必要が高い地域を特別地域に指定し、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を要許可行為として規制しています。また、特別地域に含まれない普通地域においては、一定規模以上の工作物の新・改・増築、土石の採取、水面の埋立てなどの行為については届出制とし、現在の風景を極力保護するように努めています。

(イ) 管理と啓発

自然公園内の優れた景観地を保護し、その利用の増進を図るため、巡回点検、清掃、草刈等の維持管理に努めるとともに、市町村の協力を得たクリーン作戦、広報誌やポスターによる自然保護思想の普及・啓発活動を実施しています。

(ウ) 利用施設の整備

国定公園に関する公園計画及び事業計画を定めて、休憩所、野営場、水泳場、展望施設等の整備を進め、野外レクリエーション活動の場として利用者の便に供しています。また、府立自然公園についても各種の施設を設置して、広く府民が利用できるよう、施設整備を進めています。

(3) 鳥獣保護区

ア 指定状況

鳥獣は自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持に重要な役割を担っています。これら鳥獣の保護を図るため、必要な区域について「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区を指定し、鳥獣の捕獲を禁止するとともに、特に重要な地域については、特別保護地区を指定して、各種行為の規制等により、多様な鳥獣の生息環境を保全しています。このほか、銃猟による危険を防止するため特定猟具使用禁止区域(銃)の指定を積極的に進めています。

府では、現在、鳥獣保護区69ヶ所29,210ha、特別保護地区2ヶ所142ha、特定猟具使用禁止区域(銃)63ヶ所46,385haを指定し、鳥獣の生息環境の適切な保全を図っています。

イ 環境保全対策

鳥獣保護区等の効果を高めるために、標識や案内板の設置、巣箱等保護施設の充実を図っています。

(4) 天然記念物

天然記念物は、文化財保護法等に基づき、多様性に富み固有の文化形成にも寄与している自然を記念するとともに、学術的に貴重な自然を指定し、その保存を図ることを目的としています。

現在、文化財保護法に基づく天然記念物は、府内のもの9件と2府県にわたるもの（京都・滋賀）1件、地域を定めず指定されているが府に関係が深いもの5種が指定されており、そのうちカモシカとオオサンショウウオの2種は特別天然記念物となっています。

また、府文化財保護条例に基づく天然記念物は、地域を定めているもの15件と地域を定めていないもの5種が指定・登録されています。

その他、市町村においても条例により特異で貴重な自然を天然記念物に指定・登録し、保護を図っています。

天然記念物に指定された区域においては、生育・生息環境の現状を変更する行為を制限し、また指定された貴重な動物種にあつては、捕獲を規制し、繁殖や生息に影響を及ぼすおそれのある行為の予防等を通じて、それらの保護を図ることであります。

さらに、指定された天然記念物については、その適切な保護管理を期すため、現状の把握調査、保存管理計画の策定、生息・生育環境の維持・改善や給餌等による個体数の回復措置の実施、農作物等の総合的な食害防止対策の実施、民有地の買い上げ等が行われています。

府では、貴重な自然・文化遺産である国指定の天然記念物「深泥池生物群集」の適切な保存のため、京都市が行う民有地の買い上げ事業に対して補助を行っています。

表3-18 府内の指定等記念物件数（20年1月末現在）

種別 法令区分	特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物			
	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
文化財保護法による指定	3	11	0	14	81	40	10	131
府文化財保護条例による指定・登録	—	—	—	指定	21	17	15	53
				登録	—	—	5	5

②公共事業における自然環境への配慮

府では、道路や河川、港湾、農業農村整備事業などにおいても、環境との調和を視野に入れた取組を進めています。

道路整備においては、動植物や景観にも配慮したルートの選定、地域の植生の法面緑化への活用、雨水を地下に浸透させる透水性舗装の採用などを行っています。

河川整備に当たっても、9年の河川法改正に伴い「河川環境の整備と保全」が位置づけられており、間伐材や自然石などの自然素材を活用した水生生物に優しい工法の採用や、落差工に魚道を設け魚の遡上ができるようにするなど、生態系に配慮した整備を行うとともに、人々にうらおいやすらぎを与える水辺空間の保全と創出のため、階段護岸や散策路などの親水施設の整備を推進しています。

また、木製の治山ダムや透過型砂防えん堤の採用など溪流の景観や生態系といった自然環境との調和を進める治山・治水・砂防事業、石積み水路やビオトープの採用等水生動植物の生息環境の保全にも配慮しながら行う農業農村整備事業、府内産木材を使用した公営住宅整備など、環境の保全と創造を推進しています。

さらに、15年度に策定したアクションプラン『「^わ環」の公共事業行動計画』に基づき、人と自

然が共生する環境共生型の地域社会づくりを目指す公共事業を推進するため、16年度には、構想・設計・施工・管理などの各段階において事業評価や実施の基準となる「ガイドライン」を策定しました。17年9月からは、ガイドラインに基づいて、原則として府が行うすべての公共事業について環境面からの評価を行っています。

③「環境にやさしい農業」等自然環境に配慮した農林水産業の推進

農業は、農地が有する洪水調節、地下水かん養、水質浄化などの機能を維持していくなど、本来、環境と最も調和した産業ですが、欧米では1980年代から農薬や化学肥料、家畜ふん尿等が引き起こす地下水や土壌汚染など、農業生産がもたらす環境破壊が社会問題となり、近年我が国においても他府県の一部で同様の事例が見られるようになりました。

そこで、これからの農業においては、農業が有する環境に対するプラスの機能を維持・増進するとともに、各種の技術や資材を活用すること等により環境に対するマイナス面を軽減する地球環境に配慮した農業（環境保全型農業）を推進する必要があることから、6年6月、府における「環境にやさしい農業」推進基本方針を策定したところです。

基本方針においては、重点推進課題として「農作物が生き生きと育つ土づくり」「適正施肥と適正防除」「地域未利用資源のリサイクル活用」「新技術・新素材の開発と活用」及び「府民合意による推進運動の展開」の5項目を掲げ、また市町村においても「市町村環境にやさしい農業推進方策」を策定し、環境にやさしい農業が府内全域に普及・定着するよう、地域における特色のある取組を展開しています。

また、家畜ふん尿堆肥等の有機性資源を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う高度な農業生産方式の導入を促進するために、11年度に「府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定め、これらの生産方式を導入する農家の経営計画を知事が認定することとし、19年9月現在で517件を認定しています。なお、認定農家をエコファーマーと呼んでいます。

さらに、18年12月に「有機農業推進法」が制定されたことに伴い、本府においても、有機農業の推進計画を策定していくこととしています。

畜産においては、環境問題に対する意識の高まり等に対応し、家畜排せつ物の野積み、素掘り等不適切な管理を解消し、その有効な利用を図ることが重要な課題となっていたことから、11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、16年11月から管理施設の構造設備に関する基準を適用しています。

こうした状況に対応するため、従来から中部地域を中心に、市町やJAが積極的に進めてきた広域堆肥センターの整備と併せて、点在化の進む畜産農家の現状に対応した小規模な施設整備を進めています。

これらの施設で生産された堆肥を、土壌に還元し農産物の生産に活用するなど、持続性の高い農業生産に役立ていく資源循環型農業を推進しています。

水産業においては、環境負荷の軽減を図るため、トリガイなど二枚貝の無給餌養殖を推進するとともに、魚類養殖については適切な給餌を進めています。

また、林業分野では、11年から間伐材を利用した治山ダムの整備を進めており、木材の利用促進を通じて豊かな森林を育成することはもちろん、地球温暖化防止への貢献や生物多様性保全にも役立てています。

④基礎的データの収集・分析、保全技術の調査研究

貴重な自然環境の現状を把握するためには、継続的な自然環境調査を行う必要があります。これまでに自然環境の実態把握のために必要な基礎資料を得るため、国が行っている自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）を、48年度の第2回調査から環境省の委託を受けて実施してきました。

また、府内の貴重な自然環境の実態を把握するため、府単独の自然環境調査として48年度から、植生調査、野生動植物調査、社寺林調査、ブナ林調査などを実施し、府の自然保護施策の基礎的な資料として活用してきました。

このほか、片波川源流域や丹後のブナ林の保全活用方法を検討するための調査として、5年度から8年度にかけて、「貴重な緑の環境を守る調査」を実施しました。その調査結果をもとに現在は両地域とも府自然環境保全地域に指定され、府民の貴重な財産として保全されるとともに自然とのふれあいの場としての活用が行われるなど、保全と活用の調和が図られているところです。

⑤地域住民活動の支援とその負担軽減策の検討

府内の優れた自然環境を保全・復元し、自然とのふれあいを推進するとともに、地域住民の積極的な保全活動を促進するため、14年度は緑と文化の基金を活用した次の各制度により自然環境の保全団体や市町村への支援を行いました。

(1) 京都府生物多様性保全推進事業

京都府の長い歴史の中で育まれてきた、地域に固有の野生生物種や生態系などの生物多様性を保全するため、自然環境の保全を目的とする団体及び市町村が実施する「種の絶滅防止対策」「外来種対策」「地域生態系の保全・復元対策」「自然再生対策」「名木古木の蘇生対策」などの取組を支援しています。

(2) 地域の自然と文化に学ぶみどりの体験活動支援事業

子供たちや若い世代が、古くから地域の人々によって守り伝えられてきた自然と歴史文化を学び、保全意識の高揚を図ることにより、自然と歴史文化を次の時代へと引き継いでいくため、実践的な体験活動を通じて行う、環境学習の「機会づくり」「場づくり」「情報提供」「人材育成」「プログラム策定」の取組を支援しました。

表 3-19 京都府生物多様性保全推進事業（18年度）

地区	事業名	実施主体	事業概要
京都市	京都府のアライグマ調査と対策システムの構築事業	関西野生生物研究所	生態系に被害を与えているアライグマの実態調査と対策システムの構築
	大宅一里塚の保全事業	大宅一里塚を守る会	貴重な歴史遺産である一里塚の保存のための蘇生対策
長岡京市	キリシマツツジ樹勢回復事業	財団法人長岡京市緑の協会	樹齢150年の古木であり、市の天然記念物のキリシマツツジの樹勢回復の実施
京田辺市	絶滅危惧植物の保全対策	特定非営利法人やましろ里山の会	木津川両岸域に生息する絶滅危惧植物の保全対策の検討と調査。
亀岡市	亀岡における絶滅危惧種植物調査	亀岡植物誌研究会	絶滅危惧植物の調査、亀岡の植物リストの作成。
日吉町	府民の森ひよし里山体験ゾーン保全、植生調査事業	府民の森ひよし 森林倶楽部	府民の森ひよし内の里山体験ゾーンの保全整備と自然環境保全データの収集、整備
綾部市	上林禅寺境内枝垂桜樹勢回復事業	上林禅寺の枝垂桜を守る会	地域で親しまれている樹齢約150年の枝垂桜の樹勢回復の実施
福知山市	洞玄寺（石原城跡）境内歴史、自然環境保全事業	洞玄寺歴史、環境保存会	ヒノキ群の古木の蘇生
宮津市	名木「含紅桜」の蘇生及び周辺環境の保全事業	含紅桜を守る会	樹齢400年ともいわれる含紅桜の樹勢の回復
京丹後市	皺榎保全推進事業	網野町郷土文化保存会	地域住民に親しまれている皺榎の保全
合計	10件		

表3-20 地域の自然と文化に学ぶみどりの体験活動支援事業（18年度）

地区	事業名	実施主体	事業概要
八幡市	たんぼで遊ぼう	特定非営利活動法人ディアレスト	農業体験
京田辺市	自然観察会他	特定非営利活動法人やましろ里山の会	自然観察会他
亀岡市	子どもの自然体験活動	(財) 亀岡市交流活動センター	自然体験
綾部市	里山ねっとあやべ	特定非営利活動法人里山ねっと・あやべ	里山林の保全にむけた活動体験事業
京丹後市	花*花エコプロジェクト	特定非営利活動法人エコネット丹後	体験学習
合計	5件		

4 自然とのふれあいの推進

①自然とふれあう機会の提供

自然環境を適正に保全するには、府民一人ひとりが自然の価値・機能を正しく認識し、保全意識を身につけ、自らその保全に努めることが重要です。このため府では、ポスターやリーフレット等啓発資材を作成し、広く普及に努めるとともに、自然観察会などを実施して、優れた自然にふれることを通じて自然保護意識の高揚に努めています。

②自然とのふれあいの場の確保

(1) 府自然環境保全地域等の施設整備

保全地域を府民と自然とのふれあいの場として活用するため、4年度から順次、施設整備を実施してきました。安全に保全地域内で自然観察などができるよう、散策路や道標、手すりなどを設置するほか、地域の自然環境や歴史、文化などを紹介する案内板、樹名札、巣箱、休憩施設などの整備を緑と文化の基金事業の一環として取り組みました。

(2) 人にやさしい保全地域の推進

府では、9年度から人にやさしい保全地域の推進に取り組みました。

この取組では、身体に障害等のある人もない人も、ともに安心して保全地域の自然とふれあえるよう、バリアフリー施設整備を行うほか、ネイチャーフィーリング（五感を使ったからだの不自由な人たちとの自然観察会の手法）による自然観察のためのガイドマップの作成を行うこととしています。

これまでに、男山府歴史的な自然環境保全地域におけるネイチャーフィーリングの基本計画を策定したほか、その計画に基づき、点字案内板や触知図自然解説板、点字樹名札の設置や車椅子で森の中に進入できるルートなどの施設整備や、ネイチャーフィーリングの手法などを紹介したガイドマップの作成を行いました。

(3) 自然公園の利用施設整備

優れた自然環境の中で、公園の快適な利用の増進を図るため、国定公園に関する公園計画及び事業計画を定めて、園地、休憩所、野営場、水泳場、展望施設等の整備を進め、野外レクリエーション活動の場として利用者の便に供しています。また、府立自然公園についても各種の施設を設置して、広く府民が利用できるよう、施設整備を進めています。

(4) 都市と農村の交流

農山漁村は、豊かな自然環境や個性ある景観、文化などの様々な地域資源を有し、都市住民等のリフレッシュの場ともなっています。

府では、インターネット等を活用した都市と農山漁村の交流に関する総合的な情報発信や交流拠点の整備に対する支援等を行うとともに、都市住民等の幅広い府民の参加を得ながらこれ

らの地域資源を維持・保全していく継続的な交流の仕組みづくりを推進しています。

また、丹後の美しい海を活かした観光などとの連携を強めながら、遊漁をはじめとする海洋レクリエーション、水産物加工、漁業体験などの「海業」を総合的に展開するとともに、府民が海に親しむ拠点としての漁港・漁村や海岸の整備を行っていきます。これらの取組を通じ、漁村における滞在型の余暇活動（ブルーツーリズム）を推進します。

③自然環境の特性を活かした地域づくり

地域の自然特性を活かした地域づくりを進める一環として、京都の自然200選やふるさとの自然観察路を選定し、様々な取組を進めています。

(1) 京都の自然200選

京都の自然200選は、緑と文化の基金事業の一環として、府内に所在する優れた自然環境の中から200ヶ所を選定したものです。3年6月に植物部門50点を選定し、順次4年9月に動物部門45点、植物部門（植物群落）5点、5年8月に地形・地質部門46点、7年3月に歴史的な自然環境部門56点の4部門計202点を選定しました。

(2) ふるさとの自然観察路

ふるさとの自然観察路は、府民の自然とのふれあいを推進するため、自然に親しむ活動の一環として、府内13ヶ所の観察適地を選定したものです。誰もが手軽に自然観察を行えるよう、各地域に観察ルートを選定してガイドブック等で紹介しているほか、案内板を設置して各地域の自然の特性などを紹介しています。

④自主的活動の支援及び人材の育成

府では、自然観察会を開いて自然保護教育を実践するボランティアリーダーとして、自然観察指導員の育成に努めています。自然保護の基本的な考え方や自然観察の方法を学び、自然保護教育が実践できるよう、(財)自然保護協会（NACS-J）と共催で数年ごとに自然観察指導員講習会を開催して府民の指導員への登録を支援してきました。